

フリーウェア使用許諾契約書

株式会社デンソークリエイト（以下「当社」）は、当社が提供するフリーウェアとしてのソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）の使用に関して、フリーウェア使用許諾契約（以下「本契約」）を設けています。お客様が本ソフトウェアをダウンロード、または、インストールすることにより、本契約の全ての条項に同意したものとみなされます。もし同意いただけない場合、本ソフトウェアの使用はできません。

第1条 定義

本ソフトウェアとは、当社が開発した無料のソフトウェアやコンピュータプログラムを含むファイル一式を指します。

第2条 使用許諾の範囲

- 当社は、本契約に同意いただいたお客様に対し、本ソフトウェアの使用を許諾します。
- 本ソフトウェアは、バグの修正やバージョンアップなどの理由で変更または改良されることがあります。これらの変更または改良されたバージョンも、本ソフトウェアとして扱います。
- お客様は、本ソフトウェアを複数のPCにインストールできます。

第3条 禁止行為

本ソフトウェアの著作権、およびその他一切の権利は当社が所有するものとし、当社の許可なく次の行為を行うことを禁止します。

- 本ソフトウェアの複製
- 本ソフトウェア（本契約および本契約に基づく権利義務を含む）の第三者への販売、譲渡または貸与
- 本ソフトウェアの改変、リバース・エンジニアリング
- 第三者に対する本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報開示・漏洩

第4条 補償

- 本ソフトウェアは、一切の保証を伴わず、現状のまま提供されます。当社は、商品性や特定の目的への適合性を含む、明示的または黙示的な保証を一切行いません。
本ソフトウェアに関連する問題が発生した場合、その解決はお客様の責任および費用負担となります。
- 当社は、本契約やその他の状況に関わらず、結果的、付随的、または懲罰的な損害について、一切の責任を負わないものとします。お客様は、本ソフトウェアの使用に関連して第三者からの請求に起因する損害、損失、または責任について、当社を免責および保護するものとします。

第5条 契約期間

- 本契約は、お客様が本ソフトウェアをダウンロード、または、インストールされた日をもって発効します。その後、アンインストール、または、本ソフトウェアが利用出来なくなるまで存続するものとします。
- お客様が次の各号に該当した場合は、当社は直ちに本契約を解除できるものとします。
 - お客様が本契約に違反し、当社より相当期間を定めて催告されたにもかかわらず是正しないとき

- 会社解散の決議をしたとき
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき
 - 破産、民事再生または会社更生の申し立てを行いまたはこれらの申し立てを受けたとき
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」）である、または反社会的勢力であった場合
 - 反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供などしている場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
 - 反社会的勢力と交際している場合
 - 反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合
3. 本契約が解除された場合は、お客様の負担で本製品およびその複製物を破棄するものとします。
 4. 本契約の解除に伴い、お客様ならびに第三者が被った損害に対し、当社は一切の責任を負いません。

第6条 仕様の変更

当社は、お客様の事前の許可あるいはお客様への事前の通告なしに、本ソフトウェアの仕様変更を行う場合があります。

第7条 一般条項

1. 本契約は、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関する紛争は、当社の本社所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. お客様は、適用されるすべての輸出関連法規、規則、命令等に違反して本ソフトウェア、その複製物を輸出または再輸出しないものとします。
また、お客様が本ソフトウェアを輸出する場合は、お客様の責任においてすべての輸出関連法規・規則・命令等に従って、必要な許可を取得するものとします。
4. 本契約に定めのない事項、および本契約の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と当社の間で誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
5. 本ソフトウェアのインストールにより表示される使用許諾契約書と、本書の記述が異なる場合は、本書の記述内容を優先します。

制定日: 2023年10月6日